

議案第 83 号

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成 30 年 12 月 21 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

昨今の社会経済情勢を反映した人事院の勧告に鑑み、国及び他の地方公共団体の職員との均衡を踏まえ、一般職の職員の給料月額、宿日直手当及び勤勉手当の支給額並びに嘱託員の報酬月額を引き上げる改定その他所要の改正を行う必要が生じたため、この条例を制定しようとするものであります。

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「4,200 円」を「4,400 円」に、「6,300 円」を「6,600 円」に改め、同項ただし書中「21,000 円」を「22,000 円」に改める。

第 18 条第 2 項第 1 号中「100 分の 90」を「6 月に支給する場合には 100 分の 90、12 月に支給する場合には 100 分の 95」に改め、同項第 2 号中「100 分の 42.5」を「6 月に支給する場合には 100 分の 42.5、12 月に支給する場合には 100 分の 47.5」に改め、同条第 5 項中「次条において同じ。)から」を「次条第 5 項第 3 号において同じ。)から」に、「次条において同じ。)」を「次条第 1 項において同じ。)」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1(第 3 条関係)

( 給 料 表 )

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
再任用職員 以外の職員	1	144,100	194,000	230,000	263,000	288,900	319,200	362,900	408,100
	2	145,200	195,800	231,600	264,900	291,100	321,400	365,500	410,500
	3	146,400	197,600	233,100	266,700	293,400	323,700	367,900	413,000
	4	147,500	199,400	234,700	268,800	295,500	325,900	370,500	415,400
	5	148,600	200,900	236,100	270,500	297,400	328,100	372,400	417,300
	6	149,700	202,700	237,800	272,400	299,700	330,100	374,900	419,600
	7	150,800	204,500	239,300	274,300	302,000	332,300	377,200	421,700
	8	151,900	206,300	240,900	276,400	304,200	334,500	379,700	423,900
	9	153,000	207,900	242,100	278,400	306,100	336,400	382,100	425,900

10	154,400	209,700	243,600	280,400	308,400	338,600	384,800	428,000
11	155,700	211,500	245,200	282,500	310,600	340,600	387,400	430,100
12	157,000	213,300	246,600	284,500	312,900	342,800	390,100	432,200
13	158,300	214,700	248,100	286,500	315,000	344,600	392,500	433,900
14	159,800	216,500	249,600	288,600	317,100	346,600	394,800	435,700
15	161,300	218,200	250,900	290,600	319,300	348,600	397,000	437,700
16	162,900	220,000	252,300	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700
17	164,200	221,700	253,800	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600
18	165,700	223,400	255,400	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400
19	167,200	225,000	257,100	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200
20	168,700	226,600	258,900	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900
21	170,100	228,000	260,500	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700
22	172,800	229,700	262,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200
23	175,400	231,300	264,000	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600
24	178,000	232,900	265,700	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100
25	180,700	234,000	267,600	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500
26	182,400	235,500	269,500	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800
27	184,000	236,900	271,300	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100
28	185,700	238,200	273,100	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300
29	187,200	239,500	274,800	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300
30	188,900	240,700	276,700	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000
31	190,700	241,700	278,600	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800
32	192,400	242,900	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500
33	194,000	244,200	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200
34	195,400	245,300	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000
35	196,900	246,500	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700
36	198,400	247,800	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300
37	199,700	248,700	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800
38	201,000	250,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400
39	202,200	251,500	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000

40	203,500	252,900	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600
41	204,800	254,300	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100
42	206,100	255,700	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600
43	207,400	257,100	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000
44	208,700	258,400	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300
45	209,800	259,600	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600
46	211,100	260,900	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000	
47	212,400	262,300	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400	
48	213,700	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100	
49	214,800	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600	
50	215,900	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000	
51	216,900	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400	
52	218,000	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800	
53	219,100	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200	
54	220,100	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600	
55	221,000	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000	
56	222,000	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300	
57	222,400	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600	
58	223,300	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000	
59	224,100	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300	
60	224,900	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600	
61	225,600	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900	
62	226,600	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100		
63	227,400	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400		
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700		
65	229,000	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000		
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300		
67	230,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600		
68	231,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900		
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100		

70	233,100	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700
72	234,500	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500
75	236,700	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300	
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600	
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800	
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000	
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300	
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600	
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800	
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000	
94		294,900	342,600			
95		295,200	343,100			
96		295,600	343,500			
97		295,800	343,700			
98		296,100	344,100			
99		296,500	344,500			

	100		296,900	344,800					
	101		297,100	345,100					
	102		297,400	345,500					
	103		297,800	345,900					
	104		298,100	346,300					
	105		298,300	346,800					
	106		298,600	347,200					
	107		299,000	347,600					
	108		299,300	348,000					
	109		299,500	348,500					
	110		299,900	348,900					
	111		300,300	349,200					
	112		300,600	349,500					
	113		300,800	350,000					
	114		301,000						
	115		301,300						
	116		301,700						
	117		301,900						
	118		302,100						
	119		302,400						
	120		302,700						
	121		303,100						
	122		303,300						
	123		303,600						
	124		303,900						
	125		304,200						
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900

第 2 条 一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 17 条第 2 項中「6 月に支給する場合には 100 分の 122.5、12 月に支給する場合には 100 分の 137.5」を「100 分の 130」に改め、同条第 3 項を次のよ

うに改める。

- 3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。

第18条第2項第1号中「6月に支給する場合には100分の90、12月に支給する場合には100分の95」を「100分の92.5」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の42.5、12月に支給する場合には100分の47.5」を「100分の45」に改める。

(特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 特別職の職員の給与に関する条例(昭和31年羽曳野市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の227.5」を「100分の220」に改める。

(嘱託員の報酬等に関する条例の一部改正)

第4条 嘱託員の報酬等に関する条例(平成24年羽曳野市条例第15号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

嘱託員報酬表

級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給	報酬月額	報酬月額	報酬月額	報酬月額	報酬月額	報酬月額	報酬月額	報酬月額
	円	円	円	円	円	円	円	円
1	201,900	184,800	197,000	209,200	229,100	239,100	249,100	305,100
2		186,000	198,200	210,400	230,400	240,400	250,400	
3		187,200	199,400	211,600	231,700	241,700	251,700	
4		188,400	200,600	212,800	233,000	243,000	253,000	
5		189,600	201,800	214,000	234,300	244,300	254,300	
6		190,600	202,800	215,000	235,300	245,300	255,300	
7		191,600	203,800	216,000	236,300	246,300	256,300	
8		192,600	204,800	217,000	237,300	247,300	257,300	
9		193,600	205,800	218,000	238,300	248,300	258,300	



10		194,600	206,800	219,000	239,300	249,300	259,300
11		195,600	207,800	220,000	240,300	250,300	260,300
12		196,600	208,800	221,000	241,300	251,300	261,300
13		197,600	209,800	222,000	241,700	251,700	261,700
14		198,600	210,800	223,000	242,100	252,100	262,100
15		199,600	211,800	224,000	242,500	252,500	262,500
16		200,600	212,800	225,000	242,900	252,900	262,900
17		201,600	213,800	226,000	243,200	253,200	263,200
18		202,600	214,800	227,000	243,500	253,500	263,500
19		203,600	215,800	228,000	243,800	253,800	263,800
20		204,600	216,800	229,000	244,100	254,100	264,100

#### 附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第4条までの規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例(以下「新一般職給与条例」という。)の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正前の一般職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、新一般職給与条例の規定を適用する場合における給与の内払とみなす。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 4 平成30年4月1日(以下「切替日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び市長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

新旧対照表

新	旧
<p><b>第 1 条関係</b> 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第 16 条 1 省略</p> <p>2 宿日直手当の額は、前項の勤務 1 回につき <u>4,400 円</u> (執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の 2 分の 1 に相当する時間である日で市長が定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>6,600 円</u>) を超えない範囲内で市長が定める額とする。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、月額 <u>22,000 円</u> を超えない範囲内で市長が定める額とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第 16 条の 2～第 17 条の 3 省略 (勤勉手当)</p> <p>第 18 条 1 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の給与月額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 90、12 月に支給する場合には 100 分の 95</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の給与月額に、<u>6 月に支給する場合には 100 分の 42.5、12 月に支給する場合には 100 分の 47.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 省略</p> <p>5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において第 17 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは「第 18 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日(第 18 条第 1 項に</p>	<p><b>第 1 条関係</b> 一般職の職員の給与に関する条例</p> <p>(宿日直手当)</p> <p>第 16 条 1 省略</p> <p>2 宿日直手当の額は、前項の勤務 1 回につき <u>4,200 円</u> (執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の 2 分の 1 に相当する時間である日で市長が定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあつては、<u>6,300 円</u>) を超えない範囲内で市長が定める額とする。ただし、常直的な宿日直勤務にあつては、月額 <u>21,000 円</u> を超えない範囲内で市長が定める額とする。</p> <p>3・4 省略</p> <p>第 16 条の 2～第 17 条の 3 省略 (勤勉手当)</p> <p>第 18 条 1 省略</p> <p>2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の給与月額に、<u>100 分の 90</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の給与月額に、<u>100 分の 42.5</u> を乗じて得た額の総額</p> <p>3・4 省略</p> <p>5 前 2 条の規定は、第 1 項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において第 17 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは「第 18 条第 1 項」と、同条第 1 号中「基準日から」とあるのは「基準日(第 18 条第 1 項に</p>

規定する基準日をいう。以下この条及び次条第5項第3号において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条第1項において同じ。)」と読み替えるものとする。

第18条の2～第27条 省略

附 則 省略

別表第1 別紙のとおり

以下省略

### 第2条関係

一般職の職員の給与に関する条例

(期末手当)

第17条 1 省略

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「100分の130」とあるのは「100分の72.5」とする。

4～6 省略

第17条の2・第17条の3 省略

(勤勉手当)

第18条 1 省略

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得

規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。)から」と、「支給日」とあるのは「支給日(同項に規定する市長が定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。)」と読み替えるものとする。

第18条の2～第27条 省略

附 則 省略

別表第1 別紙のとおり

以下省略

### 第2条関係

一般職の職員の給与に関する条例

(期末手当)

第17条 1 省略

2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額(以下「給与月額」という。)に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) 省略

3 再任用職員に対する前項の規定については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは、「100分の80」とする。

4～6 省略

第17条の2・第17条の3 省略

(勤勉手当)

第18条 1 省略

2 勤勉手当の額は、前項の職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において受けるべき給与月額に、市長が定める割合を乗じて得

た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  
当該職員の給与月額に、100 分の 92.5 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の給与月額に、100 分の 45 を乗じて得た額の総額

3～5 省略  
以下省略

#### 第 3 条関係

特別職の職員の給与に関する条例

第 6 条 1 省略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に 100 分の 18 を乗じて得た額の合計額に、100 分の 220 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)第 17 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 省略  
以下省略

#### 第 4 条関係

嘱託員の報酬等に関する条例

別表 別紙のとおり

た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員  
当該職員の給与月額に、6 月に支給する場合には 100 分の 90、12 月に支給する場合には 100 分の 95 を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該職員の給与月額に、6 月に支給する場合には 100 分の 42.5、12 月に支給する場合には 100 分の 47.5 を乗じて得た額の総額

3～5 省略  
以下省略

#### 第 3 条関係

特別職の職員の給与に関する条例

第 6 条 1 省略

2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料の月額及び地域手当の月額並びにこれらの合計額に 100 分の 18 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合には 100 分の 212.5、12 月に支給する場合には 100 分の 227.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の給与に関する条例(昭和 43 年羽曳野市条例第 445 号)第 17 条第 2 項各号に定める割合を乗じて得た額とする。

3 省略  
以下省略

#### 第 4 条関係

嘱託員の報酬等に関する条例

別表 別紙のとおり



55	221,000	271,800	317,000	359,700	377,100	401,900	442,900
56	222,000	273,100	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	222,400	274,000	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	223,300	275,000	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	224,100	275,900	322,900	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,900	277,000	324,100	363,800	380,200	403,100	444,200
61	225,600	278,100	324,800	364,200	380,600	403,400	444,500
62	226,600	279,100	325,700	364,200	381,300	403,700	
63	227,400	280,000	326,500	365,500	381,900	404,000	
64	228,300	281,000	327,300	366,600	382,500	404,300	
65	229,000	281,500	328,200	366,900	382,900	404,600	
66	229,800	282,400	328,600	367,600	383,500	404,900	
67	230,700	283,000	329,300	368,300	384,100	405,200	
68	231,700	284,000	330,100	368,600	384,700	405,500	
69	232,400	285,000	330,900	369,300	385,100	405,700	
70	233,100	285,800	331,600	369,900	385,600	406,000	
71	233,700	286,600	332,300	370,600	386,100	406,300	
72	234,500	287,400	333,000	371,200	386,700	406,600	
73	235,300	288,200	333,500	371,500	387,000	406,800	
74	236,000	288,700	334,100	372,100	387,400	407,100	
75	236,700	289,100	334,600	372,800	387,800	407,400	
76	237,300	289,600	335,200	373,400	388,200	407,800	
77	238,000	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200	
78	238,800	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500	
79	239,600	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800	
80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000	
81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200	
82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500	
83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800	
84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000	
85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200	
86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300		
87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600		
88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800		
89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000		
90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300		
91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600		
92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800		
93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000		
94		294,900	342,600	381,400	393,200		
95		295,200	343,100	381,800	393,400		
96		295,600	343,500	382,200	393,600		
97		295,800	343,700	382,600	393,800		
98		296,100	344,100	383,000	394,000		
99		296,500	344,500	383,400	394,200		
100		296,900	344,800	383,800	394,400		
101		297,100	345,100	384,200	394,600		
102		297,400	345,500	384,600	394,800		
103		297,800	345,900	385,000	395,000		
104		298,100	346,300	385,400	395,200		
105		298,300	346,800	385,800	395,400		
106		298,600	347,200	386,200	395,600		
107		299,000	347,600	386,600	395,800		
108		299,300	348,000	387,000	396,000		
109		299,500	348,500	387,400	396,200		
110		299,900	348,900	387,800	396,400		
111		300,300	349,200	388,200	396,600		
112		300,600	349,500	388,600	396,800		
113		300,800	349,800	389,000	397,000		
114		301,000	350,000	389,400	397,200		
115		301,300		389,800	397,400		
116		301,700		390,200	397,600		
117		301,900		390,600	397,800		

118																
119																
120																
121																
122																
123																
124																
125																
再任用職員	187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900								
	302,100	302,400	302,700	303,100	303,300	303,600	303,900	304,200								
	118	119	120	121	122	123	124	125	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500
再任用職員	301,700	302,000	302,300	302,700	302,900	303,200	303,500	303,800								

新

別表(第4条関係)

嘱託員報酬表

級 号給	1級 報酬月額	2級 報酬月額	3級 報酬月額	4級 報酬月額	5級 報酬月額	6級 報酬月額	7級 報酬月額	8級 報酬月額
1	201,900	184,800	197,000	209,200	229,100	239,100	249,100	305,100
2		186,000	198,200	210,400	230,400	240,400	250,400	
3		187,200	199,400	211,600	231,700	241,700	251,700	
4		188,400	200,600	212,800	233,000	243,000	253,000	
5		189,600	201,800	214,000	234,300	244,300	254,300	
6		190,600	202,800	215,000	235,300	245,300	255,300	
7		191,600	203,800	216,000	236,300	246,300	256,300	
8		192,600	204,800	217,000	237,300	247,300	257,300	
9		193,600	205,800	218,000	238,300	248,300	258,300	
10		194,600	206,800	219,000	239,300	249,300	259,300	
11		195,600	207,800	220,000	240,300	250,300	260,300	
12		196,600	208,800	221,000	241,300	251,300	261,300	
13		197,600	209,800	222,000	241,700	251,700	261,700	
14		198,600	210,800	223,000	242,100	252,100	262,100	
15		199,600	211,800	224,000	242,500	252,500	262,500	
16		200,600	212,800	225,000	242,900	252,900	262,900	
17		201,600	213,800	226,000	243,200	253,200	263,200	
18		202,600	214,800	227,000	243,500	253,500	263,500	
19		203,600	215,800	228,000	243,800	253,800	263,800	
20		204,600	216,800	229,000	244,100	254,100	264,100	

旧

別表(第4条関係)

嘱託員報酬表

級 号給	1級 報酬月額	2級 報酬月額	3級 報酬月額	4級 報酬月額	5級 報酬月額	6級 報酬月額	7級 報酬月額	8級 報酬月額
1	200,900	183,800	196,000	208,200	228,100	238,100	248,100	304,100
2		185,000	197,200	209,400	229,400	239,400	249,400	
3		186,200	198,400	210,600	230,700	240,700	250,700	
4		187,400	199,600	211,800	232,000	242,000	252,000	
5		188,600	200,800	213,000	233,300	243,300	253,300	
6		189,600	201,800	214,000	234,300	244,300	254,300	
7		190,600	202,800	215,000	235,300	245,300	255,300	
8		191,600	203,800	216,000	236,300	246,300	256,300	
9		192,600	204,800	217,000	237,300	247,300	257,300	
10		193,600	205,800	218,000	238,300	248,300	258,300	
11		194,600	206,800	219,000	239,300	249,300	259,300	
12		195,600	207,800	220,000	240,300	250,300	260,300	
13		196,600	208,800	221,000	240,700	250,700	260,700	
14		197,600	209,800	222,000	241,100	251,100	261,100	
15		198,600	210,800	223,000	241,500	251,500	261,500	
16		199,600	211,800	224,000	241,900	251,900	261,900	
17		200,600	212,800	225,000	242,200	252,200	262,200	
18		201,600	213,800	226,000	242,500	252,500	262,500	
19		202,600	214,800	227,000	242,800	252,800	262,800	
20		203,600	215,800	228,000	243,100	253,100	263,100	